

総務常任委員会資料
2025 年（令和 7 年）9 月 24 日
総務局 税務室 税制課

議案第 5 4 号関連資料

明石市市税条例の一部改正について

1 改正の目的

個人市民税の特定親族特別控除の創設に伴う規定整備のほか、令和 7 年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を図ります。

2 改正の概要

(1) 特定親族特別控除の創設

就業調整対策の観点から、国税において、大学生年代（19 歳以上 23 歳未満）の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）が創設され、子等の所得金額に応じて親等が受けられる控除額が段階的に逦減する仕組みが設けられました。

これに伴い、個人市民税においても、同様の措置を講じます。

特定親族（大学生年代の子等）の合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額）	納税者（親等）が受けられる 特定親族特別控除額
58 万円超～ 95 万円以下（123 万円超～160 万円以下）	45 万円
95 万円超～100 万円以下（160 万円超～165 万円以下）	41 万円
100 万円超～105 万円以下（165 万円超～170 万円以下）	31 万円
105 万円超～110 万円以下（170 万円超～175 万円以下）	21 万円
110 万円超～115 万円以下（175 万円超～180 万円以下）	11 万円
115 万円超～120 万円以下（180 万円超～185 万円以下）	6 万円
120 万円超～123 万円以下（185 万円超～188 万円以下）	3 万円

(2) 二輪車の車両区分の見直し

本年 11 月から適用される新たな排ガス規制への対応として、総排気量 125 cc 以下で最高出力を 4.0kw 以下（50 cc 原付相当）に制御した二輪車（新基準原付）が新たに区分されました。

新基準原付の軽自動車税種別割の税率について、現行原付と同額の年額 2,000 円とします。

(3) 加熱式たばこの課税方式の見直し

国たばこ税において、加熱式たばこと紙巻たばこの税負担差解消の観点から加熱式たばこの課税方式の見直しが行われることに伴い、地方たばこ税についても見直しを行います。

現 行 (改正前)	重量と価格で紙巻たばこの本数に換算	加熱式たばこの重量 0.4g 加熱式たばこ 1 本あたりの価格	= 紙巻たばこ 0.5 本 = 紙巻たばこ 0.5 本
改正後	重量のみで紙巻たばこの本数に換算 ※一定の重量以下のものは紙巻たばこ 1 本として換算	〔紙等で巻いた加熱式たばこ〕	
		加熱式たばこの重量 0.35g	= 紙巻たばこ 1 本
		〔上記以外の加熱式たばこ〕	
		加熱式たばこの重量 0.2g	= 紙巻たばこ 1 本

なお、課税方式の見直しは、激変緩和の観点から 2 段階で実施します。

- ・ 令和 8 年 4 月から 改正前の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5
- ・ 令和 8 年 10 月から 改正後の換算本数×1.0

(4) その他地方税法の改正に伴う規定の整備

3 施行期日

公布の日。ただし、上記 2(1)は令和 8 年 1 月 1 日、(3)は令和 8 年 4 月 1 日施行。